

島田市 移住・就業支援金のご案内

東京圏から島田市に

移住し、**就業**または**起業**した方に

最大100万円の支援金を交付します

対象者

以下の「移住」及び「就業・起業」の要件を満たす方が対象です。
※ほかにも詳細な条件があります。詳しくはお問い合わせください。

移住

- 直近10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上連続して、
①東京23区内に在住していた
又は ②東京圏※に在住し、東京23区内に通勤・通学していた
- 島田市に移住してから、1年以内である
- 島田市に5年以上居住する意思がある

※千葉県、埼玉県、神奈川県、
東京都のことをいいます

就業・ 起業

【就業の場合】

- ①～④のいずれかに該当する
 - ① 都道府県の就職マッチングサイトに支援金の対象として求人が掲載された中小企業に就職した
 - ② プロフェッショナル人材事業等を活用し、県内の企業に就職した
 - ③ 移住前の仕事を引き続きテレワークで実施する
 - ④ 島田市にUターン移住し、静岡県内の企業に就職した

【起業の場合】

- 静岡県内で起業し、静岡県の起業支援金の交付決定を受けた

支援金額

2人以上の世帯での移住の場合

100万円

単身世帯での移住の場合

60万円

詳しくは
HPをチェック！

【お問い合わせ】

島田市役所 市民協働課 地域づくり担当

電話 0547-36-7197

メール shiminkyodo@city.shimada.lg.jp



島田市公式HP